

訪問介護事業所運営規定

第1章 事業の目的及び運営方針

(事業の目的)

第1条 有限会社 大東工業が開設する訪問介護事業所(以下「ファミリー・ケア」という。)が行う指定訪問介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第2章 事業所の名称等

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 ファミリー・ケア
- 2 所在地 鳥取県境港市財ノ木町1060番地3

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 介護福祉士 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問介護の提供に当たるものとする。
- 2 サービス提供責任者 **訪問介護員研修1級**課程修了者 2名
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の助成等を行う。
- 3 訪問介護員等
訪問介護員 3名以上
訪問介護員等は、訪問介護の提供に当たる。
- 4 事務職員1名 (非常勤職員)
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から日曜日までとする。(年中無休)
- 2 営業時間 午前8時30分から午後6時までとする。
ただし、要望に応じて早朝・夜間のサービスを行います。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容及び指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の

額は、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。
なお、自動車を使用した場合の交通費は、別表1の額を徴収することができる。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、境港市、米子市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

第3章 運営に関する重要事項

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 指定訪問介護の開始に際し、管理者若しくは訪問介護員等は、利用申込者若しくはその家族に、サービス内容及び利用料金等の重要事項を記した文書を交付し、同意をする旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(秘密保持)

- 第10条 従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 従業員でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
 - 3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合等は、利用者若しくはその家族に、個人の情報を用いる旨の同意文書に署名(記名押印)を受けることとする。

附 則

この規定は令和2年4月1日から施行する。

別表1

事業所から、片道20km未満	1,000円
事業所から、片道40km未満	2,000円
事業所から、片道70km未満	3,000円